

平成18年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年3月9日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成18年3月27日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	閉会	平成18年3月27日 午後2時18分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助役		農林課長(本庁)	平山 智重
	教育長	池田 修	商工観光課長(本庁)	
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	岸川 久一
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	中島 直宏
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	江口 幸一郎
	保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記
書記		堀越 千恵子		

# 平成18年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年3月27日（月）

本会議第7日目

午前10時 開 議

## 日程第1 議案審議

- 議案第74号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第75号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算
- 議案第76号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 議案第77号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 議案第78号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第79号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第80号 平成18年度嬉野市水道事業会計予算
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第81号 嬉野市に収入役を置かない条例の制定について
- 議案第82号 嬉野市助役の選任について

## 日程第2 討論・採決

- 議案第81号 嬉野市に収入役を置かない条例の制定について

## 日程第3 議案の修正について

- 議案第50号 嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例について

## 日程第4 議案審議

- 議案第50号 嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例について

## 日程第5 討論・採決

- 議案第45号 嬉野市表彰条例について
- 議案第46号 政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例につ

いて

- 議案第47号 嬉野市国民保護協議会条例について
- 議案第48号 嬉野市総合計画審議会条例について
- 議案第49号 嬉野市行財政調査委員会条例について
- 議案第50号 嬉野市法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例について
- 議案第51号 嬉野市長期継続契約に関する条例について
- 議案第52号 嬉野市国民健康保険税条例について
- 議案第53号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例について
- 議案第54号 嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例について
- 議案第55号 嬉野市分担金徴収条例について
- 議案第56号 嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業分担金徴収条例について
- 議案第57号 嬉野市水道審議会条例について
- 議案第58号 嬉野市消防審議会条例について
- 議案第59号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について
- 議案第66号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部を変更する規約の一部を変更する規約に係る協議について
- 議案第67号 平成17年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）

- 議案第68号 平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成17年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成18年度嬉野市一般会計予算
- 議案第74号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第75号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算
- 議案第76号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 議案第77号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 議案第78号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第79号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第80号 平成18年度嬉野市水道事業会計予算
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第82号 嬉野市助役の選任について
- 日程第6 嬉野市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第7 委員長報告
- 日程第8 発議第4号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会設置に関する決議）
- 日程第9 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第10 発議第5号 特別委員会の設置について（西九州新幹線対策特別委員会設置に関する決議）
- 日程第11 西九州新幹線対策特別委員会委員の選任について

---

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案審議を行います。

まず、議案第74号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

予算書17ページから23ページまで及び事項別明細書271ページから313ページまで、平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。  
山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まず、簡単なところから行きますけれども、303ページなんですが、8節の報償費で健康優良家庭表彰費ということで1,250千円の計上がなされているわけですが、これについては、こういう表彰をすることが必要か、必要でないか、いろいろ意見はあると思いますけれども、これの対象人員というのはどのぐらいを見込まれているのか。そして、今日までこの制度はずっとやってきたわけですが、その効果について、やっぱりどのようにお考えなのか。そこら辺について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、対象者ですが、過去の実績もよろしゅうございますですかね。16年度の実績でございますけれども、嬉野町がそれぞれ商品券等をやっているわけですが、金額で717,500円、塩田町が481千円。17年度が嬉野町が601千円、塩田町が493千円となっております。

この保健事業費につきましては、医療費の適正化のために、予算編成方針で大体税収入の

1%相当以上の予算計上をとということで求められているところがございます。前年度の年間無受診者に対して記念品を送りまして、引き続いて健康について意識をしていただくということで、また医療費の節減も目的としているところがございます。

本年度は1千円の1,250件ということで、1,250千円お願いをしているところがございます。以上です。

○議長（山口 要君）

効果は。

○市民生活部長（中山逸男君）続

効果の一部について、引き続いて健康について意識をしていただくということでお願いしているわけですがけれども、やっぱり窓口に、商品券ということでお渡しをしているわけですがけれども、健康に留意したから、こういうようなことをいただいているというように声も聞いております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

1年間、病院にかからなかったから表彰ということで、効果があるかどうかということなんですけれども、非常に難しいと思うんです。確かに1,250千円、かなりの金を使うわけですよ。私の知るところによると、そういう表彰をされるから、翌年も病院に行かんで頑張ろうとか、こういう方向には考え方は行っていないんじゃないかという気がしてならないんです。逆にこういう表彰はしないで、別に、やっぱり予防に関する部分にもう少し力を入れていくとか、そういう方向が、かえって医療費の抑制につながるんじゃないかということだけ申し上げておきたいと思います。

それで、引き続き273ページ……

○議長（山口 要君）

済みません、今の答弁要りますか。（「はい」と呼ぶ者あり）市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

この保健事業の中に、健康優良家庭の表彰ももちろんお願いをしているわけですがけれども、この中には健康づくり教室とか、人間ドック、脳ドックというふうなことで、

国保被保険者に係る保健事業を行っているところでございます。

また、塩田町におきましては、健康づくりセミナーというふうなことで、老人会、あるいは婦人会、食改協の方たちの団体に対しても、いろんな国保医療費の現状と総合がん検診とか、あとは健康づくりの食事についてとか、そういうふうな医療費の抑制ももちろんでございますけれども、健康に意識を持っていただくというようなことで、いろんな事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○13番（山口榮一君）

303ページでございます。

はり、灸、マッサージ療養費なんですけど、これについてどのように行われているか。ずっと以前、私、ある人に聞いたら、何回分ももう判を打ってもらったとか、そういう話もちょっと聞きましたので、その辺、現在どのように行われているか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

はり、きゅうにつきましては、嬉野町では9施術所、塩田町では3施術所で行っていただいているわけでございますけれども、当然、国保の方に毎月申請を出していただいております。その中に施術録というのがございます。その施術録の方に、何月何日、神経痛とか、そういうふうな症状を書いていただいて、そして1術、2術、3術の明細とか書いていただいております。その施術録をチェックの上に、療養費の支払いをしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

273ページなんですけれども、1節です。収納率の関係で、今回92%ということで計画を



なされておりますけれども、全国平均というのが大体90.9%とされているわけです。従来の旧塩田町、そして旧嬉野町の収納率の傾向といたしますか、それがわかれば。

それと、職業による被保険者の割合、それがどのように変化をしているのかですね。農業従事者、自営業、あるいは生活年金者等々あると思いますけれども、そこら辺について、ある程度の動向といたしますか、それがわかればお教え願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

まず、収納率でございますけれども、一般の現年課税分ですけれども、16年度が嬉野が91.12、塩田が92.13、トータルで91.45となっております。16年度だけでよろしいでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

あと、業種の動向ですけれども、嬉野町では、サービス業の方から国保の方に移られたというふうな事業所もございます。そして、あとリストラとか倒産とかの関係で、結構国保に移行された業種がございます。そしてまた、業種と関係ないですけれども、団塊世代が定年を迎えられたというようなことで、退職被保険者ということで、国保の方にも被保険者が流れてきているというふうな動向がございます。

以上です。（「割合的に自営業者と農業従事者、二つ合わせてもいいです。大体割合的にはどのぐらい」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

そこら辺の業種ごとの割合は、ちょっとつかんでおりません。済みません。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

国保財源については、いつも出ることなんですけれども、地方で運営していくにはかなり厳しいということで、かなり検討もなされているとお聞きしてはおりますけれども、一つは、パートとか臨時など、そういうのを含めて非正規雇用者ですか、非常に健保から国保に流入しているという形跡がかなりあるわけですよね。そういう実態があって、一つはそういう人達を、やっぱり事業主さんに健保なり、いわゆる政管健保に加入を義務づけるという方向性についても今後検討するべきだと。地方の段階ではできませんけれどもですね。そこに

については、担当課としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

どこの国保も厳しい運営が行われているところがございます。近隣でも、2けたの税率をアップなんかされておる市町村もあるようでございます。そこら辺で、国保課とか国保連合会の方でも、そういうふうに話していかなければなりませんけれども、今、保険者協議会というのが全国的に展開がなされております。佐賀県においても、昨年6月に設置をされまして、その会長に谷口市長が就任をし、また専門部会なんかも設けられて、協議が始まっております。そこら辺で、県単位で保険者が共通認識を持ちながら、連携、協力を行いながらの協議がされている状況でございます。

国保の場合は、会社をやめて入る。そしてまた、営業の方、農業の方ということで、比較的所得の低い方が多いようでございます。軽減世帯も結構多いございますので、国の方もいろんなことで検討がなされておりますので、そこら辺を何とか政管健保の方から流れてこないような協議がなされればと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

次のページにちょっと移らせてください。

○議長（山口 要君）

今の質問はもういいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

副島議員。

○16番（副島敏之君）

予算書の303ページですね。13番の委託料の人間ドックに3,700千円、それから脳ドックに1,060千円ですが、この一般会計の予算説明資料には、人間ドックが42千円マイナス5千円掛ける100名、それから脳ドックについては31,500円マイナス5千円掛ける40人と、こういうふうにしてありますが、これはまず1点目に、この広報の仕方が第1点。それから第2点

目は、いつから受け付けをするのか。それから3番目は、年齢制限はどういうふうに行われるのか。この3点をお聞きします。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

人間ドック、脳ドックの御質問ですけれども、まず広報についてですけれども、議決をいただければ、早急に市報とか回覧板とか、それから塩田町については行政無線、あるいは9チャンネルの文字放送等を使って、過去の実績を見れば、余り受診が多くありませんので、幾らかでも多くなるように広報に努めていきたいと思っております。

いつからということですが、議決をいただいて、広報をしながら、早急に取り組んでいきたいと思っております。

あと、年齢ですけれども、30歳以上、5歳刻みで65歳までの方の節目検診ということで、人間ドック、脳ドックとも行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

今、最後におっしゃった、まず年齢制限について、30歳から5歳刻みということでございますが、これはいわゆる65歳まで5で割った、30から35、40、45、50、その満、いわゆる5で割る数字に達した方のみということですね。1点目、ごめんなさいね。

それから受け付けは、いわゆる早急と申し上げましたが、具体的に何月から受け付けられるのか。この議決を経てからということですが、実は塩田の場合、基本健診が済んで後ということでしたんですね。最近始めたばかりでございましたけれども、基本健診は大体8月いっぱい終わるんですよ。8月いっぱい今まで従来、ことしもそうだと思うんですが。そしたら、基本健診で、そこで見つかったという場合も結構あるんですね。

それから、今、部長が昨年度の実績が少ないと申し上げられましたけれども、実は、やはり私たちの近所とか、あるいは周りにも非常にぼかぼか倒れる人が多過ぎるぐらい多いんです、実態は。だから、やっぱりその専門医等々に問い合わせると、脳梗塞に

しても、脳溢血にしても、いわゆる頭に重度障害の来る場合は、ほとんどやっぱり前兆があると。クモ膜下も一緒ですけど。だから、やはりそのとき来ては遅いし、それから、それにならないような食生活とか、そういうふうな広報も一緒になってやってもらいたいなというのを、ぜひお願いしたい。

今、3点申しあげましたですけど、それをお答え願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、5歳刻みの節目検診ということで、いろいろ予算面もありますし、塩田町におきましては、35歳から59歳まで今まで行ってこられたということですが、ここら辺をまた、35歳からやったのを30歳まで引き下げての節目検診となるわけですが、全体的な保健事業の中で、また予算の許す範囲で、こういうふうをお願いをしているということでございます。

あと、基本健診の絡みですが、いろいろ医療機関との打ち合わせとかございます。嬉野の場合は、脳ドックについては、医療センターとか、一般の病院をお願いしております。人間ドックについては、それぞれの医療機関にお願いに上がるというふうなことで、そこら辺の手続もちょっと若干かかりますので、国保と健康増進が同じ課になりましたので、そこら辺の横の連絡をとりながら、調整をしながら、できるだけ早く取りかかるようにいたしたいと思っております。

4款の保健衛生費の中でもお話をしたように、いろんな総合がん検診、基本健診を行ったり、また管理栄養士の栄養の方からの健康づくりセミナー等も実施をしておりますので、広報にも努めますけれども、若い世代から健康に対する認識を持っていただくように啓蒙に努めながら、検診率の向上、ひいては国保、老保の医療費の節減につながるような施策を、それぞれ担当で話をしながら行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

3回目ですね。今、最後に部長がおっしゃいました、いわゆる広報とか市報とかと言われる。実は、まだこの事業が始まって、そう長くないんですね。だから、我々の地域の集会とか部落の集まりなんかでも、実はこうよと言っても、知らない方が多いんですよ。だから、部長さっきおっしゃった、いわゆるそれを利用する人が少なかったと言いますが、実態は、実際、年に何人でも脳梗塞等々にされている方は多いんですね。ですから、せっかくこれだけ予算を組んで、いわゆる公的な立場でやってくれるのを生かさんという方法はないと思うんですよ。あれを1回したら、もう本当に一生、半分は台なしですよ。私の近所も何人でもいますよ、年を若くして。

ですから、この広報の仕方を、やはりもうひとつ何か工夫してもらいたいなど。実際、まだわからない方が多いです。基本健診は、もう長年やっているから、今、部長がおっしゃるように、いろんな各種がん等々のことは受診率も大分上がっていますわね。もう50%以上ありますけれども、この人間ドック、脳ドックについては割かし少ないんですよ。がんのあつとつとやと、こうなっていくわけです。だから、やはり広報の仕方ですね。これをもうちょっとやはり研究してやってもらいたい、これが第1点。

それから第2点の、今、節目節目がおっしゃいましたけれども、もし予算の範囲内で、時期的に予算がまだ残っておると、枠があるといった場合に、節目じゃない住民からの要望があったときには、いや、これはあくまでも節目ですよと言って、それは予算は使わないと。残った分は残った分だということとされるんですか。それとも、もし節目でない人が出るということがあった場合に、どの時点、最後ごろだと思いますが、その辺はどう取り扱いを、もうぼんとけられるのか、その辺をお聞きしたい、お願いいたします。

**○議長（山口 要君）**

市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

お答えをいたします。

今までの経緯を話せば、人間ドックについては、平成16年度、嬉野は57人だったのが塩田が14人、そして17年度が嬉野が34人でしたけれども、塩田が14人ということで、人間ドックが今のような数字です。脳ドックについても、嬉野より塩田がちょっと少ないようでございます。塩田が16年度も17年度も脳ドックは12名ずつでございます。

そういうことで、広報、今までは回覧のみを行っていたそうでございますけれども、文書

だけじゃなくて、声かけをというふうな意見もございましたので、いろんな機会をとらえまして、PRに努めていきたいと思います。

あと節目検診、5歳刻みの件ですけれども、早急に取り組みをいたしまして、どういうふうな状態になるか、そこら辺の経過を見ながらどうするか、方法を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

273ページ、先ほどの山田議員の質問に関連しますけれども、国保税の滞納者に対する病院の医療機関での窓口対応、資格証明書ということで発行されると思えますけれども、その取り扱いは今現在どのようになっておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

国保税の収納につきましては、いろんな手だてを行いながら、差し押さえとか、交付要求とか、いろんな手だてをして、電話、訪問ということで収納率が上がるように努めてはおるんですけれども、どうしても納めきれないという方はやっぱり多うございます。それで、今現在、資格証を発行しているのが10件、そして短期保険証が493件ということで、今の状態でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

今、資格証明書の発行枚数が10件と言われましたけれども、短期の493件、短期間と言えどどのくらいの期間で発行されておるのか。それが波及して、これが10枚から20枚、30枚になるおそれもあるわけだから、493件の短期保険証は、期間はどのくらいでしょうか。その点お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えいたします。

短期保険証の交付期間につきましては、その相手の方によって違います。長い方は半年間、短い方は1カ月という場合もございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

298ページ、出産育児一時金についてお尋ねをいたします。

これについては、1人当たり300千円の65人分ということで予算計上をしてありますが、もしわかりましたら、3年ないし5年間の対象者の推移、並びに一時金の推移をお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

15年度、嬉野町が出産育児一時金が28件の8,400千円、16年度が48件の1,440千円（678ページで訂正）ということでございます。

あと、塩田町が平成15年度が19件、16年度が13件となっております。（「一時金の推移」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

そのまま御発言ください。

○市民生活部長（中山逸男君）続

塩田が19件と申しあげましたので、5,700千円ですかね。それから、16年度が13件ですので、3,900千円ですね。1件300千円ですので。

済みません、以上です。（「いや、一時金の1人当たりの推移」と呼ぶ者あり）

1人あたりは、一時金は300千円でございます。11年度以降、ずっと300千円になっていません。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

非常に今の人数を聞きまして、多分幾らかの増減はあると思いますが、それが当然、何年後かの小学校の入学生につながると思います。非常に憂慮すべきで、それとか、2款5項の葬祭費なんかは250人分というような形で、やはり比べるということではけんでしょうけれども、亡くなる人の4分の1ぐらいの出産しか見込めないということで、非常に憂慮すべきと思いますが、そういう面では、嬉野市としての特別な手だてあたりがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

ただいま申し上げました件数、人数については、あくまでも国民健康保険の被保険者だけでございます。ですから、若い世代は結構社会保険に入っているし、そしてまた、年をとれば、退職後は退職被保険者になっても国保でもあるし、年齢を重ねれば国民健康保険に移られるというようなことで、葬祭費が多くなるという現象ですね。

以上です。

○議長（山口 要君）

少子化対策、そういう質問だったけど。そのまま発言してください。

○市民生活部長（中山逸男君）続

少子化対策は、ちょっと同じ保健環境課も持っていますので、保育所に入るのも前より緩和ができたし、それから児童手当なんかも小学校まで年齢が引き上げられるとか、そういうふうなことで、市町村もちろんですけども、国を挙げて少子化対策に取り組まれておられますので、担当課としても、健康増進が中心になって、そこら辺の指導を今まで以上にいただければと思っております。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）



○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

3項目め。ちなみに、平成15年、16年、17年度の3年にわたる小学校の入学時の数。それと、今後3年間の見込み数を教えていただきたい。今、国保で何人ということで、それが総合的に入学児童が何人ぐらいになるのか、実績が何人ぐらいなのか、その辺の少子化の推移は。

市長、少子化対策についてお答えください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ただいまの副島議員質問の、現時点での特会での、御答弁として後ほどお答えできるとすれば、いわゆる出生数は担当課の方で答えられるでしょうね。それは関係ありますので、いいんじゃないかと思えますけど、少子化対策についてお答えを申し上げます。

以前、いろんな一般質問の際にもお答え申し上げましたように、やはり現在、少子・高齢化ということが進んでおるわけでございます。そういうようなことで、旧塩田町、旧嬉野町、両方とも少子化対策につきましては、ある程度、施策としては展開をしてきたわけでございますが、御承知のように、この合併を機に、新しく本年1月からは、いわゆる歯科診療について、ある程度の優遇措置を取り組んだところでございます。また、それ以前からは、両町どもの議会で、いわゆる全保険についての、ある程度子育て世代を意識した施策を展開するよということの御意見等もいただいておりますが、まだそこまでは至っていないというふうな状況でございます。歯科については、今回、取り組んだということでございます。

また、以前から塩田町の間でも取り組んでいただいたと思えますけれども、いわゆる子育てに対する優遇制度とか、また結婚奨励制度とか、いろんな形で取り組んでまいりましたけれども、なかなか成果を上げておらないというふうな状況でございます。ただ、そういう中で、やはり今回、国の方も、いわゆる児童手当等の拡充もいたしております。そしてまた、県の方も子育てについては、九州知事会の方でも、これは嬉野から発信をしたわけござい

ますけれども、いわゆる子育て保険制度というものをもう少し具体的に検討しようというところで、今動いておるところでございます。そういう点で、議員御発言のように、少子化対策全般については、まだまだ総合的に取り組んでいく必要があるというふうに考えて、今後とも努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

関連になりますけれども、この一時金の問題ですけど、今、一時金については300千円ということで、いわゆる少子化対策の一環として、この額を、例えば、350千円に上げるとかいう部分については、保険者としてそれができるものか、あるいは法的な拘束があるのか、そこら辺についてだけお伺いをいたします。

資料をお持ちじゃなかったら、昼休みで結構ですので、そこら辺、後でいいです。

○議長（山口 要君）

後でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

これは質問じゃございませんが、先ほど市民生活部長から数字を言われたんですが、副島議員に対して、いわゆる一時金の推移を言われたんですが、これは16年度の48人分を、私の聞き間違いではないと思いますので、これは議事録等の関係でございます。「1,440千円」とおっしゃられたんですね。これは訂正をなさった方がいいと思いますので、申し上げておきます。間違いありませんので。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

嬉野町の分が48件で1,440千円。（「違うでしょう。だから、それを言いよると。14,400千円でしょう」と呼ぶ者あり）失礼しました。14,400千円です。どうも済みません、訂正をいたします。

○議長（山口 要君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第74号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算全部の質疑を終わります。

次に、議案第75号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算の質疑を行います。

予算書25ページから29ページまで及び事項別明細書317ページから332ページまで、平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

この中の老人保健の歳入ですかね。これはこの間、私は文教厚生委員会ですけど、たまたま市長をお招きする時間がなかったから、そういうことを含めて、ちょっと質問いたしますけど、老保は非常に塩田も嬉野も高いということは皆さんも御承知ですね。その中で、いわゆる今後1年間、少なくともこういうことについてはしっかりしていかにやいかんよと、つくづく思われておられると思います。

まず、老人保健が大体全部で42億円ですかね。そして、繰出金あたりも相当一般会計からも出ておまして、基金の残高、それも非常に少なくなってきたと聞いておりました。ですから、このことについて、先ほど国民健康保険のときに答弁されました、婦人会とか、老人会とか、食改協とかが頑張っておるということでありましたが、これは通年、もう一からのことでありまして、余りそう大した改善はなされていないというふうに理解いたしますから、私の提案ですね。市長にちょっとお願いしたいことは、この議案書を通じてお願いしたいことは、環境整備推進員を89人設けておられますけど、こういうふうなことを健康保険推進という形で設けていかんと、本当の削減につながらんじゃないかと思いますが、この予算書にして、あと5億円でも下げるといふ対策に、そういう提案はいかがかと思いますが、市長の答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

文言を変更ということでの御質問ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）変更した方がいいということでの。（「そう、医療費のことですね」と呼ぶ者あり）それを市長に。（「はい。この間、委員会にちょっと呼ぶ時間がなかったわけです」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

老人保健の件で御発言でございますけれども、議員御承知のように、もう以前から老人保健関係の医療費自体の、いわゆる高額な医療費が多いということで指摘があつておるところでございます。全般的には、比率からいきますと、人数的には県内でそう高いところはないわけでございますが、個々の症例等が非常に厳しいというふうな状況ではないかなと思っております。そういう点で、全市を挙げて対策をとる必要があるというふうに思っております。

それで、以前のことで申しわけありませんけれども、旧嬉野町では各地域に保健推進員制度というのを設けておりましたし、また旧塩田町も同じような形をとっておられたのではないかなと思っております。各地区で、また各地区の中の小グループでそれぞれの担当がおられまして、各家庭を回って、いわゆる検診事業の推進とか、また広報等を行っていただいたわけございまして、それなりに成果が上がってきたというふうに判断をいたしております。

今後、その組織づくりについては、一応これからまた、再度構築しなければならないと思っておりますけれども、議員御発言のような趣旨を踏まえまして、各地域での保健推進員制度という形で、再度、動きができればというふうに思っておりますので、そういう点を踏まえて、地道にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

ありがとうございました。この間、うちの部落に保健師さんが来ていただいて、非常に立派な話をしていただきました。本当に役場の職員かなと言うぎ失礼ばってんが、もう全くお客さん相手の話で、話も上手だし、それから手よう、身よう、非常に老人向きにされました。しかし、今度は、一たん会が終われば、聞きっ放しというですかね。聞くときは、ほんによかにゃと言うばってん、後はもう、また平常に戻ってしまうということで、確かに努力は当局はしてくんさばってんが、後のフォローがありません。私はうちの部落でも思います。ですから、そういう意味では、私は二、三年前、長野県の佐久市に行ったときにつくづく思

ったことは、三浦市長さんという方が平成2年に全国一高いから私が改変するという事で頑張っておられて、10年後には成績が全国一になられたということを知り、その中の大きな要因は、400人のボランティア的な保健師、栄養士さんを組織したと。それが市長の命令で、うまく機能してやったというふうなことで私も受けてまいりましたから、少なくとも職員の方の努力が、今のところ本気になって各老人さんとか、あるいはそういう方々に浸透していないと。聞いたときだけであつて、もう戸口を出れば頭に戻ってしまうと。ですから、やっぱり地域でそういう方々が環境整備の推進員さんのおおられて、それで日ごろ、そういうふうなことを対応していけば、いろいろ問題で、数年後には必ず42億円が30億円、あるいは35億円になりましたということになるかも知れませんのでということで申し上げます。

たまたま先ほどの谷口市長の意見、思いは非常に私も感謝しておりますので、ぜひ実現してくださいようお願いいたしまして、答弁要りません。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第75号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算全部の質疑を終わります。

次に、議案第76号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算の質疑を行います。

予算書31ページから35ページまで及び事項別明細書335ページから355ページまで、平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

1点だけお尋ねをしたいと思います。

346ページ、この中に負担金の農業集落排水事業特別賦課ということで、土改連の方に歳出をされるわけですが、この賦課金の中身と、土改連が農排に関してどのような立場にいるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

下水道課長。

**○下水道課長（江口幸一郎君）**

お答えをいたします。

土地改良連合会への賦課金ということのお尋ねと、それから土地改良連合会がどのような役割をしているかというふうな2点でございまして、今年度お願いをしております284千円につきましては、事業費が149,000千円ということで、それに5,000千円までが1000分の7、5,000千円から10,000千円が1000分の4、10,000千円から1億円までが1000分の2、1億円以上が1000分の1というふうな負担金の算出基礎によりまして、284千円となっているところでございます。

2点目の土地改良連合会がどのような役目を果たしているかというふうなことでございまして、市町村のそれぞれの事務なり、あるいは技術援助なり、いろいろそういうふうな事業を実施していく上での側面からの協力というふうなことで、事業がスムーズに行くような体制というふうなことで聞いております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

土改連につきましては、旧町時代の議会においてもかなり質問してきたわけですね。この土改連の立場というものの、組織そのものが公的機関でもない。言いかえれば、民間的な団体であるというふうな立場なんですよ、どちらかといえばですね。そういうところに何で負担金が発生するのかなということは、以前の農林関係のときもずっと言ってきたわけでございますし、今回も事業に関しての補佐というものということでございますが、市の設計、あるいは維持管理については、委託料という項目で出ているわけですね。設計委託に関しましてもそうでありますし、いろんな分野に関しまして、委託料というものが別の項目で発生しております。となれば、わざわざ土改連を経由した、こういうふうな負担金がなぜ発生するのかなという疑問が、やはり生じてくるわけなんですよ。あくまでも市の下水道課と、こういうふうな専門の業者との打ち合わせがあれば、わざわざ土改連を一つ経由したような業務の補佐的なものは必要ないんじゃないかなという気がするんですが、私も農排に関しましては、今回初めてこのように見ておりますので、そのあたりについてはわかりませんが、やはりどうしても土改連の存在というものが必要なかどうか。そして、この1000分の1の負担率というものが、これは全国規模でそうなのか、それとも佐賀県だけなのか。そして、

この1000分の1の負担金と決めたのはだれなのか。その点について、お尋ねしたいと思えます。

○議長（山口 要君）

下水道課長。

○下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

この負担金の率が佐賀県独自のものか、全国的な統一のものかというふうなことでございますけど、私が持ち合わせている資料につきましては、佐賀県の土地改良連合会団体というふうなことの資料だけということで持ち合わせておりますので、他県の状況については、今わかっておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

1000分の1の設定はだれが決めたのか。

○下水道課長（江口幸一郎君）続

土地改良連合会、その1000分の1というふうな率につきましても、私も農業集落排水事業、もちろん土地改良連合会は初めてでございますので、その率の決定については承知しておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

このあたりをもう一回確かめていただけますか。日本全国がそういうふうな率になっているのかどうか、佐賀県だけの独自なものなのかどうかですね。そして、その率についても、本当に適正なのかどうかというものを調べていただきたい、要望しておきます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

348ページ、プロッターリース料のプロッターというのはどぎゃんかものか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答え申し上げます。

プロッターですけれども、これは複写機でございます。（「コピー機」と呼ぶ者あり）コピー機。

○議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○13番（山口榮一君）

農業集落排水については、私も初めてでございますので、この346ページに緊急警報出動業務というのと使用料徴収業務というのがありますが、この緊急警報出動業務というのがどういうふうなものか、また使用料の徴収はどのように行われているか、お願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

下水道課長。

○下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

緊急警報出動業務といいますのは、時間外に施設がトラブルが発生いたしますと、職員が持っている携帯に電話が入るようになっております。それを通じまして、各業者をお願いをするものでございまして、各業者がすぐさま現場に出向きまして、その時点で処置をするべきものなのか、あるいは次の日の朝から処置をするべきものなのかの判断をいたしまして、そのための出動業務でございます。

それから、使用料につきましては、各家庭の使用料につきましては均等割1千円、それから1人当たり500円というふうな使用料がございますので、納付書を発行いたしまして、それにより月末までに納めていただくというふうなシステムになっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山口議員。

○13番（山口榮一君）



この緊急警報出動というときには、大体考えられるトラブル、それはどういうふうなときに起きるわけですか。

○議長（山口 要君）

下水道課長。

○下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

今までの聞いた範囲、合併後、数回あっておりますけど、大体電気系統のトラブルが主なもので、あるいはマンホール等に汚物が詰まったというふうな事態が想定をされております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

337ページの使用料なんですけど、現在、美野、上久間、馬場下の方で稼働されているわけですが、現在の加入者率がわかりましたら、教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答え申し上げます。

加入状況についてのお尋ねでございますが、見方が二通りあるかと思います。

まず、事業の実施時期に一応同意戸数というので……（「同意戸数」と呼ぶ者あり）はい、その当時のですね。それと現在、例えば、もう空き家等がある場合に、そういったものを除外して、いわゆる現段階で接続可能な世帯戸数と二通りございますので、二通りで、まず申し上げます。

美野地区でございますが、同意戸数に対する割合が87.8%、可能戸数に対する比率が94.2%。上久間地区でございますが、同意戸数に対する率が67.9%、可能戸数に対する比率が71.1%。馬場下が同意戸数に対する加入率が63.7%、可能戸数に対する加入率は69.3%となっております。これは、平成18年の2月末現在の時点での加入率でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

下水道課長にお聞きしますが、今、現段階での同意戸数に対しての率、これは当然、今後もう少し上げていこうというお考えだろうというふうに思うわけですが、雑入の方で新規加入金というものが、これは科目存置になっているわけですが、そこら辺との、いわゆる今後も伸ばそうと考えておられるのか。それに対して、いわゆる新規加入金と申しますか、それが科目存置になっている、そこら辺の理由について、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

下水道課長。

○下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

今、部長が申しましたような接続率になっているわけでございますけど、当然100%が理想というふうなことで私たちも思っております。それぞれ供用開始された3地区には、推進協議会がございます。それを通じまして、できるだけ未接続者の方には接続をお願いするというのと、それから旧塩田町地区につきましては、農集だよりというふうなことを発行されておりまして、それにつきましても早期の加入をというふうなことでございまして、できるだけ早期加入を今後お願いして、100%を目指したいとは思っておりますけど、いろいろ家庭の事情もあられる方もありますので、なかなか伸びないというふうな状況でございますけど、できるだけ加入促進を図りたいと思っております。

それから、予算上の科目設置だけということでございまして、歳入は少な目というふうなことで、一応加入の予測がつかないというふうなことで科目設置だけをお願いしているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

確かに、入りは少な目ということではあるわけですが、そういうふうにして努力をなされているということですので、加入促進へ向けての努力はやっていただきたいというふうに考えるわけです。

最後に1点ですが、いわゆるこの使用料の合計が28,700千円、管理費が同額ぐらいの28,643千円というふうな予算書になっているわけですね。要するに、施設を管理していくのを使用料として運営していくということだというふうには考えられるわけですが、谷所、五町田地区が今回整備をされていくわけですね。今後、これに対しての、これはほかの事業でも言えることだと思うんですが、それに関する管理費だけを使用料で賄っていけば、当然後々立っての更新だとか、いろいろそういう設備の更新だとかいうときに、どういうふうに対応していくのかなというふうには思うわけですね。やはり施設をつくって管理して、それでそれにかかった分、使用料を取って、しかし、今後それを更新していくために、ある程度そこら辺で、ほかに収入ないわけですから、使用料でそれを取っていかざるを得ないというふうには考えるわけですが、今後、例えば、谷所、五町田地区が完全に整備をされて、ある程度80%とか、そういう数字の全部の集落排水の完備になったときに、どういうふうにご考慮されるのか。やはりその使用料等で後々の維持管理、あるいは更新等まで考えておられるのか、そこら辺をお聞きしたいと最後に思いますけど。

**○議長（山口 要君）**

下水道課長。

**○下水道課長（江口幸一郎君）**

お答えをいたします。

使用料と管理費の件ということですのでございます。特別会計というふうな会計制度をとっておりますので、本来なら議員御指摘のように、管理費をすべて使用料で賄うというのが建前でございます。今のところ、さっき言った1千円と500円というふうなことでなっておりますけど、農業集落排水事業の事業目的そのものが、農業集落排水の住環境の整備、ひいては河川の水質の浄化、有明海の再生というふうな大きな目的もございまして、必ずしも一概に、特別会計といえども、ある程度の手助けは必要かなというふうな、私はそういうふうな認識を持っております。

今後、五町田、谷所地区が18年度から平成23年度までかかるわけですので、供用開始まで五、六年というふうな年数がございまして、通常の公共料金そのものが5年を単位

に見直しというふうなことも農集に限らず言われておりますので、その時点が、そういうふうな事態が来たときには、財政との協議もあられし、いろいろ、ほかの使用料との兼ね合いもありますので、今、一概にというふうなことはできないと思いますけど、見直し時期が来たら、見直すのも必要かなというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

私も農集については初めてでございますので、お教えいただきたいというふうに思いますが、塩田町を大体分類的に幾つぐらいに分類して、集落排水が進められておるのでしょうか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

旧塩田地区での基本的な構想といたしましては、塩田町を8地区で、現在まで稼働しているのがそのうち3地区ということです。

それから、五町田、谷所につきましては、当初の計画ではそれぞれ単独でということでしたが、事業の効率性等からいきまして、今回、その2地区を一つの事業の中でやっていくということにいたしております。残っておりますのが、あと3地区でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

これは、おおむねその1地区に対する範囲というのは、何か法的な制約とか、その他もろもろのことがあるのかということと、それから今年計画をされております五町田、谷所地区については、おおむねことしが設計測量調査というようなことだというふうに思うわけです。これが実際に18年度において設計をされるわけですが、五町田の中の谷所ということ

でしょうか。それとも五町田全体をという意味なのか、そこら辺についてもお尋ねします。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

地区の面積的な規模ということよりも、一応補助対象といたしましては、受益戸数がおおむね20戸以上ということになっております。

それで、今回の地区の範囲ですけれども、今回の議案資料に一応位置図としてお示しをしている区域ですので、五町田、谷所全域ということで御理解等いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、実際に五町田、谷所地域の供用開始がいつごろになるのかということと、それから、まだその後に残された部分というのが予定の中にはあるわけですが、そこについてもずっと継続的にやられるのか。それから、継続的にやられるとすれば、最終的に完了するのは年度的にいつごろの年度になって、おおむね経費的にどのくらいの経費が必要なのか。そこら辺、おわかりでしょうか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答え申し上げます。

まず、供用開始でございますけれども、今の予定といたしましては、21年度の後半、もしくは22年度になろうかと思っております。

それで、2点目の未整備地区の計画の件でございますが、これは一般質問等々でも御質問があつておりましたけれども、今回、汚水処理施設全般についての基本構想の中で基本調査をやるということで、汚水処理施設の全般的なあり方、今後の効率的な施設整備のあり方、そういったものを予定いたしております。したがって、まだ未着工の地区についての具体的な計画は現段階ではございません。今後、そこら辺はですね。もう一つは、従来ありま

した下水道推進委員会、これを改組いたしまして、全般的な汚水処理施設のための審議会的なものを設置を予定いたしておりますので、その中でもいろいろな御意見等を賜りながら、今後、計画をつくっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第76号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算全部の質疑を終わります。

次に、議案第77号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算の質疑を行います。

予算書37ページから41ページまで及び事項別明細書359ページから381ページまで、平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

市長にちょっとお尋ねをしたいと思いますが、職員配置の件ですね。これは臨時議会の際も、水道事業のときに職員数の今の構成数について要望をしたわけですが、この公共下水についても、あのとき言ったように、かなり1級、2級、3級が少ないと。今回の公共下水においても、約50億円近い事業費の中で、やはり実際現場で動く人間というのがただ1人だと、そういう実情にあるわけですね。その補佐する役目の中で、委託料の中で業務委託の年間12,600千円というのが計上されております。これについては、もうかれこれ5年近くなると思うんですよ。たしか私が4年か5年ぐらい前の一般質問のときに、これから20年近い事業を行うこの公共下水において、若い職員を育てていくべきじゃないかということでした経緯もございます。そのあたりについては、なかなか私の御意見というものは通っていかなかったわけですが、今回も業務委託ということで年間12,600千円ですか、されております。職員数についても、ほとんど今までどおり変わっておりません。この内容について、私の考えとしては、やはり職員さんを育てる意味の中で、この職員数の割合というものをもっと考えていくべきじゃないかなと思いますが、その点について、市長いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、おかげさまで公共下水道事業が供用開始を迎えたところでございます。一つの山と申しますか、そういうものが幾らかあるわけでございますけれども、大きな山を、頂上が見えてきたというふうなことで考えております。

それで、以前、嬉野町時代に神近議員の方からも御質問としてあったところでございまして、経費の問題は別にいたしまして、長期的に職員を育てるべきではないかなというふうなことでございました。できる限り、私どももそのような形で取り組みをしたいと思っておりますけれども、残念ながら、トータルの職員採用の課題等もございまして、なかなか若い職員を採用できないというふうな状況でございます。しかし、供用開始以降、一段落する時期があるわけでございますので、そういう点では、主に管理と、それから将来の、いわゆる布設延伸ということになるわけでございますので、そういう時期には、議員御提言のことについても十分踏まえながら、しっかりやってまいりたいというふうに考えております。

そういうところで、できるだけ1人の職員を専門職として育てたいという気は以前と同じようにあるわけでございますので、そこらについては御理解をいただきたいと思っております。今回も5名採用いたしましたけれども、なかなか全体的に人員不足でございまして、そういう点で取り組めるかどうかわかりませんが、御意見等も配慮しながら、今後努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

絶対数の職員数が足りないというのは、本当じゃないかなと思うんですよ。そのあたりは囑託、あるいは臨時の方を雇用して、しのがれているのはわかります。でも、この事業課、特に公共下水とか水道というのがありますね。こういうものに関しては、やはり施設があって、維持管理というものがこれから何十年と出てくるわけでございますので、やはり今、市長言われたように、多数の技術職員というものを育てるべきだと私も思っております。

これは、公共下水道から外れてしまうかわかりませんが、今回、水道の方にもこのように、公共下水と一緒に業務委託の予算が上がっているわけですよ。そういうふうな短期的なお金の歳出じゃなくて、やはり長期的な人材育成というもので、これから取り組んでいただきたい。できましたら、今年度からでも、そのあたりの人事配置については取り組んでいただきたいと強く要望しておきます。答弁要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

371ページですね。事業費の中で19節、負担金、下の方で補助金として、ゆうゆう水洗化貯金奨励金2,000千円とありますが、これは私も全く知りませんので、ちょっとそれをひとつまず教えてください。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答え申し上げます。

まず、この制度でございますが、目的といたしましては、今回の予算資料の主要な事業の説明書の168ページに記載をしておりでございます。

目的でございますが、公共下水道の加入時点では、加入者負担金、あるいは宅内の施設関係の工事、一時的に多額な費用を要することになります。そういうことで、計画的な資金計画と公共下水道、あるいは今回の農業集落排水施設事業についてもこの制度は取り入れておりますが、この二つの事業の接続促進を図るために制度化したものでございます。

事業の内容でございますけれども、下水道の供用開始から3年以内に、継続して3年以上、ゆうゆう水洗化貯金を実行していただき、それを加入者負担金、あるいは事業分担金、または水洗化工事費に充てた場合、積立額に2%を乗じた額を奨励金として交付するというものでございます。

今回、予算措置2,000千円させていただいておりますけれども、一応この限度額が1,000千円ということで、1,000千円の2%の100件分ということで、2,000千円の予算措置をお願いしているところでございます。

以上でございます。



○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

初めての制度で、塩田にありませんから、ちょっと内容的によくわからない面とかありますが、時間的にもありますので、後でまた聞きにまいります。

それから……

○議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。それで切ります。一遍切ります。（「関連です」と呼ぶ者あり）いや、もう1回目はそれで、ちょっと待ってください。

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

この下水道については、私たちは全く場所かれこれ知りませんが、まず総事業費ですね。それから、その開始と完了年度ですね。それから、18年度以降の工事の残高、そのうちに起債が幾らぐらい発生したのか。それから、加入世帯の総世帯は幾らになるのか。また、その人数ですね。そういうところがちょっと全く知りませんので、一応皆さんに教えてください。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

まず、私の方から一応の概要ということで、全般的なことでお答えを申し上げます。

公共下水道事業につきましては、全体の計画面積でございますが、453ヘクタールでございます。現在、事業の認可を受けている区域が169ヘクタールとなっております。全体の計画処理人口が1万4,700人、それから総事業費は約160億円となっております。事業期間につきましては、平成12年から平成30年を見込んでおります。

今般、3月に一部供用いたしましたけれども、一部供用の面積が116ヘクタールでございます。この関係戸数が約1,000戸、人員が約3,000人となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

これは、塩田でしておる農業集落排水と内容的には同じですけど、補助率関係でも同じですかね。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

財源の内訳につきましては、農集と全く同様でございます。補助が50%、補助らの起債充当率が90%というふうになっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第77号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算全部の質疑を終わります。

次に、議案第78号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算の質疑を行います。

予算書43ページから47ページまで及び事項別明細書385ページから405ページまで、平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

この関係について、前回ちょっと質問しておりましたけど、改めてここで質問していきたいと思いますが、第七土地区画整理事業ということで、事業費が68億円ということで、平成6年から23年まで進められておりますが、進捗率はこの間の説明では68%というようなことでお聞きいたしましたけれども、あと残りの事業等々について説明いただければと思います。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

第七土地区画整理事業の残りの事業ということでのお尋ねでございますが、事業の進捗率といたしまして、全般、事業費ベースで17年度末が68.8%ということになっております。事業費の残といたしましては、その割合からいきますと、2,134,000千円程度が残っているかと思えます。

残事業の内容でございますけれども、まず都市計画道路の築造関係ですが、全体で1,892.9メートルでございますが、その中で残っておりますのが、率で大体10.9%、延長にいたしまして206.4メートルが残っております。

それから、区画道路につきまして申し上げますと、計画全体が4,687.6メートルでございますが、残事業はそのうちの10.3%で、延長にして483メートル。

それから、街区の整地が全体で20万5,045.11平方メートルでございますが、残事業の部分が率にして26.7%、5万4,661.8平方メートルとなっております。

それから、水道管の埋設が全体で8,026メートルでございますけれども、残事業がそのうちの6.5%で522.3メートル。

それから、建物の移転補償でございますが、全体で131戸、残っておりますのが2.3%の3軒ということになっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

具体的説明を受けたわけですが、今回の第七地区については、みゆき通りの道路の関係について、あそこの整備はいつごろの見通しで行われるのか。JR、バス付近を含めて、今、一部、和多屋の入り口まで来ておりますけれども、その後の事業、道路関係についてお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

今年度にJRの補償をしまして、それと今年度に排水工事をしますので、その以降になる  
と思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

もう一つですが、十三夜食堂からあかつき食堂、この関係については整備に入っていない  
わけですけれども、このあたりについてはなぜ事業に入らなかったのかどうか、その点お尋  
ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

その件につきましては、区画整理の第七地区外ですので、都市計画外の計画はありますけ  
ど、財政的にいろいろありますので、今現在は検討中でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第78号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七  
土地区画整理事業費特別会計予算全部の質疑を終わります。

次に、議案第79号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別  
会計予算の質疑を行います。

予算書49ページから53ページまで及び事項別明細書409ページから427ページまで、平成18  
年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算全部について質疑を  
行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことについて、塩田に全くありませんから、まさに言う言葉からわかりませんが、  
その中の条例の一部を見てみますと、保留地の処分の公開、そういうふうなことがあります

けど、保留地というふうな処分される土地は、どういうふうな内容で、どういうふうになっていくんですかね。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

保留地につきましては、地権者の方からいただいた土地、約30%のうち保留地の面積として12%程度をいただきまして、その保留地を一般公募をかけまして処分するものでございます。その分につきましてはの金額は、事業費に充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

ここに図面を示しておられますけど、これは第七、第八と一緒にと思いますが、位置図をここに示しておられますけど、この位置図については大体、今寺からどうかいろいろありますけど、そういう点では、字名で入れれば、私たちにわかりやすく塩田の人に説明してみてください。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

議員御存じのとおり、夢街道がありますけど、夢街道から県道井手川内近くまでの第八土地区画整理事業です。それと、河川の右岸側の地区が土地区画整理事業の第八となっております。

以上でございます。（「それは説明資料の何ページ」と呼ぶ者あり）

説明資料の図面で10ページをお願いします。

赤でマークしている部分です。肥前夢街道の入り口から県道の交差点までの区間でございます。塩田川河川の右岸側でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

嬉野の方が言われるのはわかりましたけど、私たちはなかなかわかりづらいんですが、後でまたそこも行くと思いますけど、この都市計画の主な目的と効果ですね。そういう点の当初の計画になりましようけど、例えば、宅地をふやすとか、あるいはいろいろの何かをふやすとか、そういうふうなことを目的にあっていると思いますけど、どういうふうな目的が一番大ですかね。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

事業の目的についてのお尋ねでございます。この第八地区につきましては、旧嬉野町の中心市街地の東部に位置をいたしておりまして、また、御承知のとおり施工中の第七地区と隣接をいたしております。区画整理の事業の目的でございますが、第八地区につきましては、住宅地としての立地条件を備えているということから、道路、公園等を整備し、良好な環境の住宅地の形成を図るということでございます。

効果ということですが、そういう目的でつくっておりますので、十分環境の整った住宅を提供できるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

簡単な質問をします。

この第八の地区ですね。この中に、多分先ほどお尋ねしたら、県道鹿島嬉野線のあそこの橋と、それからこの地図で言えば——これはどこですかね、中井手橋の場所ですね。この場所の中で、いわゆる中井手橋そのものがこの事業費に含まれているのか。それとも、土木費の中の単独事業なのか。そこをまず教えていただきたい。中井手橋そのものがこの事業に

含まれているのか、単独事業なのか、それを教えていただきたい。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

第八土地区画整理事業地区内には入っておりませんが、街路事業という形になりますので、区画整理事業から持ち出しという形になっております。その関係で、中井手橋につきましては拡幅計画は今年度あります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

なぜこういう質問をしたかと申しますと、いわゆる都市計画には補助もありますし、この地方債の交付税処置は何%なのか。先ほど、今回でもいいですけど、交付税処置は何%なのか、それを教えていただきたい。（「起債に対する交付税処置ですか」と呼ぶ者あり）そうです。——わからなかったらいいです。いわゆる中井手橋を、この都市計画の中に入れたら補助があるわけでしょう。それができなかったのか、そこのところをお聞きしたいということです。いわゆる都市計画の中で、この橋はどうしても必要ですと。そうした中で、事業の中に入れば補助対象になるわけでしょう。町の、あるいは市の単独事業じゃなくて済むわけでしょう。そのことをお聞きしているんです。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

今回の中井手橋の改良、歩道設置工事でございますが、これは区画整理でいきますと、区画整理の中にもいろんな事業がございます、通常費から交付金、あるいは起債事業といった部分がございます。今回のお尋ねにつきましては、保留地処分金事業の中で取り組むことにいたしております。ですから、本来であれば、保留地の処分金で賄うところなんですけれども、現在はまだそこまで売却等が行っておりませんので、保留地処分金については、特定財

源を除いた残額については100%の起債で充当をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「後で詳しく聞きます」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第79号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算全部の質疑を終わります。

次に、別冊になりますが、議案第80号 平成18年度嬉野市水道事業会計予算の質疑を行います。

予算書1ページから3ページまで及び説明資料5ページから24ページ、並びに附属書類25ページから37ページまで、平成18年度嬉野市水道事業会計予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

まず3点、ちょっとお尋ねいたします。

水道会計の、まず両町の有収率をお尋ねいたします。

それと、16ページの管路網システムの状況、両町の状況をひとつお尋ねします。

それから、28ページの修繕費が上がっておりますけど、この二つの清水浄水場、それと岩ノ下浄水場、これの経過年数をお尋ねいたします。

そして、29ページの鉛管取替が10,000千円出ておりますけど、これは、あとどれくらい鉛管が残っておりますか。この三つをちょっとお尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

有収率の件ですけれども、この18年度の予算計上につきましては、80%程度を予定して料金計算をいたしております。実際は、恐らく八十三、四%ぐらいにはなると思います。

それから、清水浄水場の経過年数ということですが、ちょっと済みません、お待ちください。資料を持ってきておりますので。清水浄水場につきましては、昭和47年度に造成をいた



しまして、今の位置に移転をしております。岩ノ下浄水場につきましては、昭和57年度に今の岩ノ下地区に新設をいたしまして、供用開始をしております。

それから、鉛管更新につきましてですけれども、嬉野町というのは特殊地域、温泉地域ということで、町部につきましては、給水管につきましてはほとんどが鉛管を使用しております。というのは、なぜ鉛管を使っておるかといいますと、温泉の温度が約90度程度あるということで、その当時、一番温度に強いものは鉛管だということで、ほとんどの分が鉛管を使用しております。

私たち平成13年度に、その鉛管の一部ですけれども、町部について調査をいたしまして、とりあえず3,562戸の調査をいたしまして、鉛管が布設されておる戸数として、1,042戸が鉛管を使用しているということで調査結果を得ております。その中で、現在、平成14年度から鉛管の更新事業ということで予算をいただきまして、工事をしております。平成17年の、ちょっと途中ですけれども、3月7日現在ですけれども、431件の鉛管更新をしております。ということで、まだ611戸の残があるということでございます。

ちょっと訂正いたします。先ほど岩ノ下浄水場の着手が、57年度に着手いたしまして、3年間の事業を行いまして、昭和60年に営業を開始しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

システム状況。

○水道課長（角 勝義君）続

委託料ですけれども、水道施設管理システム1,239千円の予算計上をしておりますけれども、説明資料の2ページの方に上がっております。水道施設の管理システムということで、あくまで私たちは……

○議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。何のシステムですか。（「16ページの管路網システム、1,357千円の方のお尋ねをしているんですけど」と呼ぶ者あり）

○水道課長（角 勝義君）続

管路網システムというのは、水道管の配管の網図です。どういうふうに配管をしているかという網図の、いわゆるパソコンで管理をしておりますので、そのデータ分でございます。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

管路網システムが嬉野で整備されているのか、塩田もすべて整備されているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それにつきましては、塩田町も嬉野町もございます。両方でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

最初、管路網システムからお尋ねします。

塩田町は大正年間からの簡易水道ですので、かなり管路が老朽化しておりますので、すべてを管路網システムで網羅していないと思うんですけど。ですから、そこら辺が網羅していない管路があると思います。それが、老朽化がかなり今後激しいと思いますので、修繕費も出ていますけど、100%、塩田町の管路網システムができているのかどうか、お伺いしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

管路網システムというのは、その配水管が古い、新しいということじゃなくて、その配管が地図上にどう入っておるかというシステムを構築しております。だから、塩田町につきましても、嬉野町につきましても、図面ということで完全にデータ化しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。3回目です。

○10番（芦塚典子君）

といいますのは、配水管の漏水調査で、塩田町が5,500千円で嬉野町が4,500千円なんです

よ。塩田町の配水管が老朽化しているんだと思いますので、そこら辺が有収率が、昨年の有収率が欲しかったんですけど、ちょっと80%、予想でわかりませんが、そこら辺の漏水管の修繕を徹底的にさせていただきたいというのと、もう一つは浄水場、これは漏水工事なのでしょうか。この修繕の内容をちょっとお尋ねいたします。（「何ページですか」と呼ぶ者あり）済みません、28ページです。清水浄水場と岩ノ下浄水場、修繕費で20,000千円ぐらい出ていますので、これは漏水の修繕なのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

28ページの清水浄水場の修繕ということでお伺いですが、清水浄水場につきましては、いろいろな機械施設がございます。その中で、一番大きい修繕費について申し上げたいと思います。浄水の過程の施設ですが、ろ過池の中に排水サイフォン管という器具がございます。そのサイフォン管が老化して、昭和56年度程度に改修された施設でございますので、11,000千円かけて、そのサイフォン管を取りかえたいと考えております。もろもろの工事がありますが、その中に真空ポンプ、いわゆるエアを送るポンプがありますが、そのポンプも20年程度たっておりますので、老朽化しております。それも今回取りかえたいということで、17,000千円程度、工事費を上げております。

以上です。

○議長（山口 要君）

もう3回済みしました。（「最初のはあれだったでしょう」と呼ぶ者あり）いや、もうさっき、だから、3回目と申し上げたでしょう。今、4回ぐらいになっています。1回目のときは答弁が少なかったもので、足して、もう完全に2回、手を挙げられました。

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

午前中の最後の質問です。

16ページなんですけど、流動資産で、要するに現金預金が1,078,000千円ということで計上されておるわけですね。これについて、旧嬉野と旧塩田の持ち寄りだと思いますけれども、おのおのわかればですね。この1,078,000千円、これが妥当かどうかという部分は担当課が

考えておられると思いますけれども、この1,078,000千円、これについてどのようなお考えなのか。今後の工事予算等々を考えておられると思いますけれども、そこら辺についてお伺いします。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

お答えいたします。

現金預金の1,070,000千円分の御質問かと思えます。実は、平成17年の12月31日現在では、あくまで別々の会計ということで数字的にわかっております。塩田町につきましては455,356,454円、それから嬉野町につきましては605,874,819円、合わせて1,061,231,273円ということの数字が出ておりますが、この18年度の予算の1,078,000千円の金額については、会計が一つになっておりますので、ちょっと今ここで分けることはできません。よろしいでしょうか。（「この10億円は今後どういう計画なのか」と呼ぶ者あり）

これは、あくまで留保資金ということで、妥当かと言われれば、ちょっと私の立場としてはです。やはり今、10億円の金がありますけれども、この金額については、あくまで施設の改修ということで持つておるお金でございます。今、施設を1,000トン改修、仮にするとしたら、恐らく10億円程度かかるんじゃないかろうかと思えます。そういうことで、清水浄水場の規模を改修したら、恐らく60億円程度の金がかかるんじゃないかろうかと考えております。そういうことで、10億円、高いか安いかにということにつきましては、やはりそこら辺を考えてみられれば妥当な金じゃないかろうかと、私は担当者としては考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

これを取り崩して水道料金を安くせろとか、そういう話じゃ私はないので、一つ、清水浄水場の改修等々について触れられましたけれども、今後、その計画についてはどういうふうになっておるわけですか。

○議長（山口 要君）

水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

計画についてということでお尋ねですけれども、それについては、当然もう古い施設でございます。そういうことで、今年度、議会の方に水道審議会というのを条例をお願いしてやるわけですけれども、条例が通れば、早速、審議会等をつくりながら、嬉野、塩田の全体の水道整備計画を立て直して、再検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

水道問題ですけど、谷口市長とか担当課の方にですけど、まず、非常にこの水道問題は、両町にとっては格差が大き過ぎて、いつも話題の種ですね。ですから、塩田はいつ安くなるかと、そういうふうなことがよくよく市民の意見もありますけど、このことについて、大まかに市長としての方向性は、先ほど審議会があると言われましたけど、ある程度、市長としての方向性があらればですね。特に大草野地区は嬉野に近いですから、嬉野から引けばいいじゃないかということもありましようけど、片や谷所の平山地区は、今現在、鹿島にかたって、水道料金そのものも違っております。ですから、そういう点も今後の一つの大きな課題でしょうけど、10数年前、このことについては塩田の議会は大問題がありまして、本来ならば、横竹ダムができておるからということで、特別委員会ではそこで賛成になって、その明るる日に否決されたということで、非常にぎくしゃくした経過をたどっております。そういうことも含めながら、佐賀西部が果たして今後いいのか、悪いのか、もしそういう点まで頭にあられば、そこまで含めてよろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

水道のサービス体制につきましては、それぞれの両町、塩田町、嬉野町の長い歴史の中で、先人の方が御努力いただいて、安定供給ということができておるところでございます。

課題につきましては、先日開催されました臨時議会の際にお尋ねがありまして、お答えしたとおりでございまして、できるだけ早く統一した料金に持っていくのが、市民の方も望んでおられるということは承知をいたしております。また、そういう意見もいろんなところか

ら聞くわけでございます。ただ、私は以前からお話ししておりますけれども、この料金の存在は事実としてあるわけでございますので、両町のそれぞれの水道事業の歴史というものを十分踏まえた上で、検討しなくてはならないと思っております。

そういうことで、私は先日、初めて佐賀西部水道企業団の理事会に出席をいたしまして、いきなりでしたけれども、大変失礼な感じはありましたけれども、実は嬉野市として佐賀西部水道企業団の方に、旧塩田町が抱えておられました余剰水量と申しますか、約4,000幾らの水量の削減ということをお願いしてきたわけでございますけれども、そのことにつきましては、水道企業団としては、将来の姿を模索しながら、いわゆる全体的な合意が得られれば、権利と思っております水道の量と、それから実際使用しております水道の量、その量を把握して、そこで料金等で調整ができるかどうかを踏まえて協議するということまでは話をいただいたわけございまして、すぐ実現できると思いませんけれども、まずそういうところから手をつけております。

それともう一つは、嬉野地区の水道の課題ですけれども、現在、既に御承知のように、単年度では赤字を抱えておるところでございまして、ですから、まず単年度に黒字をするということになりますと、まずは嬉野地区の料金の改定をしなくてはならないというふうに思っております。そういうことを踏まえながら両町の、いわゆる合体したところの水道料金のあり方等につきましては、水道審議会にゆだねていきたいというふうに思っております。

そういうことで、塩田町民の方には安くなるという意見があるということでございますが、私は簡単にそういうことにはならないというふうに思っております。そこらはやはり時間をかけて調整して、将来的にどのようなところで折り合いをつけていくのがいいのかということ、やはりしばらく時間がかかるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、臨時議会でもお答え申し上げましたように、統一料金でやっていくということにつきましては、できるだけ早期にしなくてはならないというのは、これはもうわかっておるところでございます。ただ、嬉野地区の課題もありますので、そこらにつきましては時間をかけて協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

今、市長の答弁の中で、嬉野町の方が赤字というお答えだったんですけれども、私がちょっとわさとか、そういうことで聞いた感じでは、嬉野町の方は水道料金とか予算とか黒字のはずなのに、どうして今度、そんなふうで水道が上がるのかと。上がるのは仕方ないけれども、できるだけ時間をかけてしてほしいというふうな声が上がっておりますけれども、今、市長の答弁では早い時期にとおっしゃいましたけれども、その辺の、ちょっと理由が私もまだはっきりわかりませんので、お答えしていただいでよろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

旧嬉野町の料金は、平成8年に改定をさせていただいたところでございまして、基準としては、大体5年に1回ぐらいは過去ずっと料金改定をしてこられたというふうに思っております。そういう点で、政策的なこともございまして、また非常に景気が低迷しておるといのもございましたので、料金を据え置いてきたわけでございます。そういうことで、ここ数年、残念ながら赤字というふうな状況でございます。

そういうことでございますので、できれば早く黒字体質に持っていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第80号 平成18年度嬉野市水道事業会計予算全部の質疑を終わります。

議案審議の途中ですけれども、1時5分まで休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

田口議員。

○17番（田口好秋君）

人権擁護委員の推薦ということではありますが、私、総務企画委員会でちょっと指摘をしたわけですね。ここに、人権擁護委員法の第13条に、「人権擁護委員は、その職務上の地位又はその職務の執行を政党又は政治的目的のために利用してはならない。」とあるということで、総務企画委員会で協議をしたわけですね。というのは、ある特定の候補者の選挙の総括責任者をされた方を現職でされて、なおかつ今回、また人権擁護委員として推薦をされるということに対して、人物じゃなくて、そういうことに対して執行部はどう考えておられるのか。そのことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先般、議会開会時に、人権擁護委員の諮問ということでお願いをしたわけございまして、私といたしましては、事務当局と就任直後に打ち合わせをいたしまして、人権擁護委員の推薦ということにつきまして、人権擁護委員さんの今までの活動、人物等について聴取をしたところございまして、そのようなことを踏まえまして、最適な方であるということで考えまして、お願いをしたところございまして、議員御発言につきましては、承知をいたしておりますので、まことに申しわけなく存じております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

いや、私が言いたいのは、総務企画委員会でそういうことを指摘したわけですね。事実、ついこの前の選挙で総括責任者としてあいさつをされて、そういうことを指摘を一回やったわけですね、総務企画委員会で。そして、なおかつそのままになっておるわけですが、そのこ



とについてお尋ねをいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

開会后、総務企画委員会で御検討いただいたということにつきましては、担当を通じて報告を受けております。ただ、そのことにつきましては、既に議案としてお願いいたしました後でございまして、その点では、私といたしましても大変不適切だったということで、おわびをしたいということで考えておったところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

最後の質問になりますが、質問というよりも、今まで嘱託員会等では、いつも選挙の前に、そういった地位利用ということで、区長さん、嘱託員さん、それから民生委員さん等については絶対にそういうことをしてはならないと、ずっとそれで来ておられるわけですね。こういうことになれば、やはりこれは公職選挙法の問題になりますが、当然こういうことであれば、ああ、そういったことはしていいんだという解釈をとられがちだというふうに私は考えるわけです。

というのは、この前の選挙でそういうことをした人をあえて推薦するということは、そのところが行政として、今後そういった、公職選挙法は選管の問題じゃありませんよ。しかし、今までそういったことをずっとされてきた。今後、そういうことは全然言われぬのかですね。区長さんは必ず言われます。おれは選挙には絶対携われぬもの。そういったことと、どうも矛盾するようなこの提案だと私は感じるわけですね。

そのところで、私は川添さんという人物はすばらしい方だと、これは聞いております。しかし、現にそういう総括責任者をした人をあえてするということは、ちょっと行政の手續としてはどうかなということで、総務企画委員会で話をやったわけですね。ですから、今まで行政が、これは市長じゃないと。選挙管理委員会の中での行政が、いわゆる区長さん、あるいは民生委員さん、そういった方たちはふさわしくないですよとずっと言っておられた。

そのことと、ちょっと合わないような気がします。

一応私の意見はそうです。ですから、そのところを今後どうされるのか、お尋ねをします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当然、行政嘱託員さん等につきましては私が任命をするわけでございまして、区長さんは別にしましても、行政嘱託員として任命する、またほかの公職についても任命するわけでございまして、そういう方につきましては、いわゆる選挙活動ということにつきましては、御遠慮をいただくということは、今までどおりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

私も田口議員と同じような意見ですけど、私もちょっと川添さんという方は全然わかりません。だけど、執行部の方から、区長さんはだめだ、民生委員さんはだめだ、要するにそういうふうなことをしている人はだめだということは、いつも言われておりました。だから、私たちでも、やっぱり田舎からですから、非常にそういう点でやりにくい点がありました。そういう点で、今ちょっとそういうのが出た以上、していいか、しちゃ悪いかというのをはっきりしてもらえたら、私たちも今後、考え方、また行動もしやすいという考えを持っております。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどお答えしたとおりでございまして、公選法をすべて私も把握しているところじゃございませんが、いわゆる公的な立場を利用して選挙運動してはならないということだろうと思いますので、当然そういう選挙運動についてはしてはならないということで、お話をさせ

ていただきたいと思います。

今回のことにつきましては、そういうことをされたということを承知しておりませんでしたので、本当に申しわけなく思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

私たちも、総務企画委員会にそういう話が出てから、ちょっと私もわかりまして、総務企画委員会で内容的なことは私もほとんどわかっておりませんでした。だけど、現実にはされた方がまたされるというのは、ちょっと私も腑に落ちないというふうな考えを持っております。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどもお答えしたとおりでございます。私が承知しましたのも、議案としてお願いした後に総務企画委員会の方でお話があったということ、また、そういうことをされていたということが事実であったということを承知したわけでございますので、提案時に承知をしておけばよかったわけでございますけれども、就任直後でもございましたので、十分そういう、人権擁護委員さんとしての活動については報告を受けたわけでございますが、それ以外の活動については承知しておりませんでしたので、申しわけなく存じております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

今回の人事案件について、総務企画委員会で会期中に議論をしたわけですがけれども、人事案件というのは非常に問題を残すわけでありまして、どういうふうに取り扱ったらいいかというふうなことで、いろいろ議論深まる中で、今回の事実関係をきちっと総務企画委員会内で明らかにされまして、実際、公職選挙法に抵触するんじゃないかというふうな議論がされ

ました。そういう中で、総務部長を初め総務課長が来て、その実態は把握されて、市長の方に申し上げられたと私は思っておりますけれども、今回の取り扱いについては、市長が責任持って今回の提案、提出をされておりますので、その件について、今後、この方が人権擁護委員として認められた場合についての対応はどうされるのか。その点まで含めて、決議する前にお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

大変不十分な調査と申しますか、不十分な知識で提案したことについてはおわび申し上げます。

御承認をいただけた場合についてでございますけれども、これは先ほどお答えしたとおりでございまして、やはりこの責務の重要さ、そしてまた、いわゆるその影響力ということもあるわけでございますので、当然そういうふうな公選法等に抵触するようなことについてはされないように、意見としては申し伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

この件に関して、私も質問いたします。

今度の議案に、議案第50号でしたか、職員の職務の遂行というのを上げられておりますけど、あえて一般質問させていただきましたけど、結局、内部内の法令遵守、これが一番、今、国際的にも、そして国内的にも、全く企業界ではこれが第一だと。企業が一夜でつぶれるような、そういう事態が起きております。

今後は、公共企業体においても同じようなことが言えると思います。ですから、私が認知していなかったので上げたという議案で、そういうことで職員として、そしてトップリーダーとしての法令遵守はいかに考えられるか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言については十分承知をいたしております、私の責任は重いというふうにご考えておるところでございます。ただ、やはり議案として提案いたしました以上は、私といたしましては、議会の方で御判断をいただくということにゆだねるしかないわけでございますので、そういう点では深くおわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の件ですけど、たまたま初めての合併で、市長もそのことをよくよく承知していなかったという弁明もありますし、今回は人事案件ですからそういたして、次のとき、必ず今までどおりの囑託員、その他の公的な立場の人は選挙運動はできないよということを確認すれば、私はそれでいいんじゃないかというふうに思っておりますけど、お答えをお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今後のことにつきましては、それぞれ御判断いただければいいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、今回、議案を提出以前につきましては、そのようなことについて、私が重々承知していなかったということにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようですので、質疑を打ち切ります。質疑なしと認めます。これで、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を終わります。

次に、議案第81号 嬉野市に収入役を置かない条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第81号 嬉野市に収入役を置かない条例の制定について質疑を終わります。

次に、議案第82号 嬉野市助役の選任について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで、議案第82号 嬉野市助役の選任について質疑を終わります。

これで提出議案全部の質疑を終わります。

日程第2. 討論・採決を行います。

議事の都合上、議案第81号 嬉野市に収入役を置かない条例の制定についてを先に採決いたします。

議案第81号 嬉野市に収入役を置かない条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第81号 嬉野市に収入役を置かない条例の制定については可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時21分 休憩

午後 1 時22分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 議案の修正についてを議題といたします。

ただいま可決いたしました議案第81号に関連しまして、市長から、議案第50号 嬉野市法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例については、お手元に配付の正誤表のとおり修正したい旨、申し出がありました。

議案修正の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、議案第81号 嬉野市に収入役を置かない条例の制定について、ただいま可決いただきましたので、このことに関し、3月9日提出した議案第50号を、手元の資料のように、議案第50号の第1条、1ページの5行目でございますけれども、「市長、助役及び収入役」を「市長及び助役」という形で訂正させていただきたいと思えます。

この議案につきましては、嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例についてございましたけれども、この中の文言で、1ページの5行目にありますように、「収入役」の文言が入っておりますので、この「収入役」を削るものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（山口 要君）

お諮りします。ただいまの議案修正について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号を修正することを了承いたしました。

日程第4. これより修正いたしました議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

日程第5. これから議案第45号 嬉野市表彰条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第45号 嬉野市表彰条例については可決されました。

次に、議案第46号 政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第46号 政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例については可決されました。

次に、議案第47号 嬉野市国民保護協議会条例について討論を行います。討論はありませんか。山田議員。

#### ○20番（山田伊佐男君）

議案第47号 嬉野市国民保護協議会条例について、反対の立場で討論をいたします。

この条例は国民保護法に基づくもので、去年の3月に国民保護に関する国の基本指針が閣議決定をされました。都道府県は2005年度中に、市町村は2006年度中の計画策定を求められています。国民保護法に基づいて、市において国民保護計画を作成するわけで、その前段として、協議会を設置するものでございます。

大きな問題は、国民を保護するという考え方とは裏腹に、協力を拒否した市民に罰則を設け、私権を制限する国民統制法であると言えます。また、国民を保護する基本指針では、武力攻撃を受ける四つの事態を想定しています。着上陸攻撃、航空攻撃、ミサイル攻撃、ゲリラ攻撃。また、そのほかに緊急処理事態として、航空機テロ、化学薬品等散布、原発破壊、ハイジャックを想定し、その事態が発生すれば、国が警報を発令して避難地域を指示します。そして、都道府県は、市町村を通じて住民に避難を指示し、医療や食料提供などの救援措置を実施することになります。市町村は、避難住民をマニュアルに沿って誘導することになります。

さて、若干国民保護法に触れてみますと、正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で、日本が武力攻撃等を受けた場合、国民の生命、身体、財産を保護することを目的とした法律であります。皆さん御存じのとおりです。

国民保護法は有事法制の一つではありますが、武力攻撃への具体的な対応はほかの法律にゆだねて、攻撃によって生じた災害への対処という非軍事の措置が規定されています。仮に武力攻撃が行われたりすると、自衛隊は武力で応戦することが主たる任務とされ、住民を守る任務には当たらないことが予測をされます。国民保護法に基づき行政が対応すれば、自衛隊は軍事行動に専念でき、住民避難も、住民の安全の確保のためでなく、自衛隊の作戦行動の



障害になる住民を排除することが目的のように思えてなりません。

これから協議会を設置し、具体的保護計画が作成されると思いますが、八つの事態を想定しながら、幾ら注意点を上げて計画づくりをしたとしても、実際にできるのか、自然災害の場合の避難と違い、嬉野市民の全住民が市を越えて避難することも想定しなくてはなりません。実際、鳥取県が2003年に行ったシミュレーションでは、2万6,000人の住民を隣の兵庫県に避難させるとした場合、11日間が必要との結果が出ています。また、敵の排除に向かう自衛隊が使用する道路は、避難に使えないとの指摘もあっています。

既に市町村モデル計画は、国から県を通じ、市に通知を行っていると思いますが、真に市民の生命と財産を守る立場で計画を作成しようとするならば、多くの時間と労力を費やさなければなりません。極めて可能性の低いことを想定して計画をつくるより、きょう、あしたでも想定される大地震や、現実、毎年必ず風水害にさらされている自然災害に対する対策を、今まで以上に十分に行うことが急務ではないでしょうか。

また、災害対策基本法と国民保護法と混同して考えて訓練を行う場合も考えられますが、災害対策基本法では、自治体が責任を負うことになっています。国民保護法では、国の外交の責任により有事が発生することを理由に、国に責務が与えられております。例えば、避難の指示を行うのは、災害対策では市町村の権限で、国民保護では国が避難の措置を講じるよう知事に指示するとなっています。大きな違いがあることを、私どもは十分に踏まえておく必要があります。

いずれにしろ、有事は努力で避けられます。有事を避ける努力が必要でないかということをお願いしまして、簡単でございますけれども、反対討論といたします。

#### ○議長（山口 要君）

賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第47号 嬉野市国民保護協議会条例については可決されました。

次に、議案第48号 嬉野市総合計画審議会条例について討論を行います。討論はありません。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第48号 嬉野市総合計画審議会条例については可決されました。

次に、議案第49号 嬉野市行財政調査委員会条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第49号 嬉野市行財政調査委員会条例については可決されました。

次に、議案第50号 嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第50号 嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例については可決されました。

次に、議案第51号 嬉野市長期継続契約に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第51号 嬉野市長期継続契約に関する条例については可決されました。

次に、議案第52号 嬉野市国民健康保険税条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第52号 嬉野市国民健康保険税条例については可決されました。

次に、議案第53号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第53号 嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例については可決されました。

次に、議案第54号 嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第54号 嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例については可決されました。

次に、議案第55号 嬉野市分担金徴収条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第55号 嬉野市分担金徴収条例については可決されました。

次に、議案第56号 嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業分担金徴収条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第56号 嬉野市土地改良施設維持管理適正化事業分担金徴収条例については可決されました。

次に、議案第57号 嬉野市水道審議会条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第57号 嬉野市水道審議会条例については可決されました。

次に、議案第58号 嬉野市消防審議会条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第58号 嬉野市消防審議会条例については可決されました。

次に、議案第59号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第59号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第60号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第60号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第61号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第61号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第62号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第62号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第63号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第63号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第64号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第64号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第65号 嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第65号 嬉野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例については可決されました。

次に、議案第66号 鹿島・藤津地区衛生施設組合格約の一部を変更する規約の一部を変更する規約に係る協議について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第66号 鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約に係る協議については可決されました。

次に、議案第67号 平成17年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第67号 平成17年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第68号 平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第68号 平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第69号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第69号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第70号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第70号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第71号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第71号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第72号 平成17年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第72号 平成17年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）については可決されました。

次に、議案第73号 平成18年度嬉野市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第73号 平成18年度嬉野市一般会計予算について



は可決されました。

次に、議案第74号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第74号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計  
予算については可決されました。

次に、議案第75号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算について討論を行います。討  
論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第75号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計予算  
については可決されました。

次に、議案第76号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第76号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計  
予算については可決されました。

次に、議案第77号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計  
予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第77号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算については可決されました。

次に、議案第78号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第78号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算については可決されました。

次に、議案第79号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第79号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算については可決されました。

次に、議案第80号 平成18年度嬉野市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第80号 平成18年度嬉野市水道事業会計予算については可決されました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。諮問第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については否決されました。

次に、議案第82号 嬉野市助役の選任について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第82号 嬉野市助役の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6. 嬉野市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

平成18年1月1日に嬉野市が設置されたことに伴い、嬉野市選挙管理委員及び補充員の選挙を行う事由が生じる旨、地方自治法第182条第8項の規定により通知を受けましたので、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、池田喜代次氏、岩丸米俊氏、藤田勝司氏、秋月敏博氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました池田喜代次氏、岩丸米俊氏、藤田勝司氏、秋月敏博氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。補充員の場合には順位がございますので、第1順位、久保義一氏、第2順位、淵直子氏、第3順位、佛坂和子氏、第4順位、山口定氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1順位、久保義一氏、第2順位、淵直子氏、第3順位、佛坂和子氏、第4順位、山口定氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、ただいま当選されました嬉野市選挙管理委員及び選挙管理委員補充員に対しては、嬉野市議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨、告知をいたします。

日程第7. 委員長報告を議題といたします。

総務企画常任委員会及び産業建設常任委員会に付託しておりました陳情の審査結果について、委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の委員長報告を行います。野副道夫総務企画常任委員長。

#### ○総務企画常任委員長（野副道夫君）

陳情第1号、2号、3号について、3月9日の本会議において本委員会に付託をされましたので、陳情3件につきましては、3月14日、委員会の席でそれぞれ内容を審議し、皆様方のお手元に配付されておりますとおり、3件は不採択ということで決定をいたしました。

内容につきましては、陳情第1号、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」を提出してくださいという陳情でございました。このことにつきましては、安易な民間開放が行われているとは確認できないという理由から不採択といたしました。

それから、陳情第2号、「最低賃金の改善」を求める意見書の件でございますけれども、この件につきましては、中央においては景気が回復の方向にあると言われておりますけれども、現段階におきましては、私たちは景気が回復しておるという体感はできるに至っていない

いということでございます。したがって、雇用が先決であるということから不採択といたしました。

それから、陳情第3号につきましては、陳情第1号と同じ内容の陳情でございましたので、内容は陳情第1号と一緒にございます。

以上です。

#### ○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情を採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 「最低賃金の改善」の意見書採択を求める陳情を採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、陳情第2号 「最低賃金の改善」の意見書採択を求める陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 「公共サービスの安易な民間開放はおこなわず、充実を求める意見書案」の採択を求める陳情を採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、陳情第3号 「公共サービスの安易な民間開放はおこなわず、充実を求める意見書案」の採択を求める陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の委員長報告を行います。川原等産業建設常任委員長。

#### ○産業建設常任委員長（川原 等君）

それでは、産業建設委員会に付託されました陳情第4号、5号について報告をいたします。

陳情第4号 林道田代線（亀頭六部分）の舗装及び市道への認定に関する陳情書に対して、3月14日、産業建設委員会の2日目に現地調査をいたしました。現地の調査をし、検討いたしました結果、採択とすることに結論いたしました。理由といたしましては、現状では県有林道（田代線）になっておりますので、まず市道認定を受けた後、舗装計画に対応されるよう所管課に申し入れました。

次に、陳情第5号についてですけれども、市道の拡幅工事についてでありました。この分についても、生活道路でありますし、採択ということで結論いたしました。ただ、上部の箇所において林道工事が進行中でありますので、上部の工事が終わった後に、担当部署にて計画的に対応されますように申し入れをいたしました。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

次に、陳情第4号 林道田代線（亀頭六部分）の舗装及び市道への認定に関する陳情書を採決します。本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、陳情第4号 林道田代線（亀頭六部分）の舗装及び市道への認定に関する陳情書は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号 陳情書（市道の拡幅工事について）を採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、陳情第5号 陳情書（市道の拡幅工事について）は採択とすることに決定いたしました。

日程第8．発議第4号 特別委員会の設置について（議会広報編集特別委員会設置に関する決議）についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、特別委員会の設置について朗読いたします。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議ということで、案でございます。

標記のことについて、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

平成18年3月27日、提出者は私、山口榮一でございます。賛成者は議会運営委員会の皆さん、山口榮秋議員、野副道夫議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員でございます。

理由としましては、議会広報の編集発行に係る調査のためということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで発議第4号の質疑を終わります。

これから発議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9．議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会委員の選任については、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会広報編集特別委員会委員は議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから議会広報編集特別委員会委員を指名いたします。議会広報編集特別委員会委員に、太田重喜議員、小田寛之議員、平野昭義議員、園田浩之議員、川原等議員、副島孝裕

議員、以上6名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがいまして、ただいま申し上げました方々を議会広報編集特別委員会委員として選任することに決定いたしました。

日程第10. 発議第5号 特別委員会の設置について（西九州新幹線対策特別委員会設置に関する決議）についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

#### ○13番（山口榮一君）

それでは、西九州新幹線対策特別委員会設置について、提案理由を御説明申し上げます。

西九州新幹線対策特別委員会設置に関する決議案でございます。

提案理由といたしましては、九州新幹線西九州ルートの整備に関しましては、全国の新幹線ネットワークの仲間入りを果たすとともに、将来の県内広域高速ネットワークを確立し、地域経済や物流を活性させる切り札として、佐賀県においても大いに推進を図ってきました。依然として、並行在来線の自治体の反対、地元負担金に対する不安など懸念される材料は残るものの、当市においては嬉野温泉駅の建設による観光客の増加など、地域の活性化、地域経済の発展に大きくかかわる大事業であることは間違いありません。本議会といたしましても、九州新幹線西九州ルートに関する研究、提言を行う必要性をかんがみ、西九州新幹線対策特別委員会を設置することを提案いたします。

提出者、私でございます。賛成者は議会運営委員会の皆さん、副委員長の山口榮秋議員、野副道夫議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員でございます。

よろしく願いいたします。

#### ○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第5号の質疑を終わります。

これから発議第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。



これから採決します。発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 西九州新幹線対策特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。ただいま設置されました西九州新幹線対策特別委員会委員の選任については、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。西九州新幹線対策特別委員会委員は議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから西九州新幹線対策特別委員会委員を指名します。西九州新幹線対策特別委員会委員に、議長以下、全議員の22名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、全議員の22名を西九州新幹線対策特別委員会委員として選任することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思います。休憩中に各特別委員会を開催していただきまして、委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。なお、再開は予鈴でもってお知らせいたします。

午後2時7分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

各特別委員会の正副委員長が決定をいたしましたので、報告いたします。

議会広報編集特別委員会委員長に園田浩之議員、副委員長に平野昭義議員。西九州新幹線対策特別委員会委員長に私、山口要、副委員長に織田菊男議員。以上のとおり正副委員長が決定いたしました。

日程第12. 閉会中の付託事件についてを議題とします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出が

あっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の審議、討論・採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成18年第1回嬉野市議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後2時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員